



# 住宅エコポイントが復活します！！

## 1. ポイント発行対象

省エネ性能を満たすエコ住宅の新築、対象工事を実施するエコリフォーム及び省エネ性能を満たす完成済みの新築住宅の購入を対象とします。

- (1) エコ住宅の新築…自ら居住することを目的として新たに発注(工事請負契約)する新築住宅。
- (2) エコリフォーム…所有者等が施工者に工事を発注(工事請負契約)して実施するリフォーム。
- (3) 完成済購入タイプ…自ら居住することを目的として購入(売買契約)する完成済みの新築住宅。

## 2. 対象住宅の要件及びポイント数

### (1) エコ住宅の新築及び完成済購入タイプ

次のいずれかに該当する新築住宅をポイントの発行対象とし、1戸あたり300,000ポイントを発行します。ポイントを申請する際には、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要があります。

#### [1]一般住宅(全ての構造)

- a) トップランナー基準の一戸建て住宅
- b) トップランナー基準相当の共同住宅等
- c) 一次エネルギー消費量等級5の性能を有する住宅

#### [2]木造住宅

- a) 一次エネルギー消費量等級4の性能を有する住宅
- b) 断熱等性能等級4の性能を有する住宅
- c) 省エネルギー対策等級4の性能を有する住宅

### (2) エコリフォーム

以下の要件を満たすリフォーム工事等をエコリフォームの対象とします。なお、ポイントを申請する際には、対象工事に関する証明書等が必要になります。

1戸あたりの発行ポイント数は、対象工事内容ごとのポイント数の合計とし、300,000ポイントを限度とします。ただし、耐震改修を行う場合は、1戸あたり450,000ポイントを限度とします。

[1]窓の断熱改修:窓の大きさに応じて 3,000~20,000 ポイント

[2]外壁、屋根・天井又は床の断熱改修:部位に応じて 30,000~120,000 ポイント

[3]設備工事※(エコ住宅設備の内、3種類以上を設置する工事):設備の種類に応じて 3,000~24,000 ポイント

[4]その他の工事等

「[1]窓の断熱改修」、「[2]外壁、屋根・天井又は床の断熱改修」又は「[3]設備工事」のいずれかの工事に併せて行う次の工事等を対象とします。

a.バリアフリー改修:改修箇所に応じて 6,000~30,000 ポイント

b.エコ住宅設備の設置(3種類未満を設置する工事):設備の種類に応じて 3,000~24,000 ポイント

c.リフォーム瑕疵保険への加入:1契約あたり 11,000 ポイント

d.耐震改修:1戸あたり 150,000 ポイント

※太陽熱利用システム、高断熱浴槽、節水型トイレ、高効率給湯機、節湯水栓

## [5]既存住宅購入加算

既存住宅について、平成26年12月27日以降に売買契約を締結し、売買契約締結後3ヶ月以内にエコリフォーム対象工事の工事請負契約を締結する場合にポイントを加算します。

既存住宅購入加算で発行されるポイント数は、他のエコリフォーム対象工事等で発行されるポイント数の合計と同数のポイント数としますが、100,000ポイントを上限とします。

## 3. 対象期間

### (1) エコ住宅の新築及びエコリフォーム

以下の期間内に契約、着工・着手、完了したものを対象とします。

#### [1]工事請負契約

平成26年12月27日(閣議決定日)以降

※既存契約の変更を含みます。(ただし、着工・着手前のものに限る。)。

#### [2]建築着工・工事着手

平成26年12月27日(閣議決定日)～平成28年3月31日

※予算成立日以降に工事完了するもので、別途定める期間内に完了報告が可能なものを対象とします。

### (2) 完成済購入タイプ

平成26年12月26日までに建築基準法に基づく完了検査の検査済証が発行されたもので、

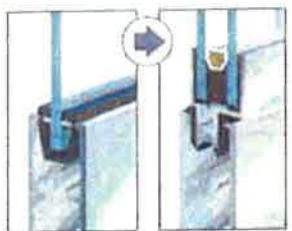
予算成立日以降に売買契約を締結した新築住宅を対象とします

～裏面の省エネエコポイント対象工事例もご覧ください～

## ① 窓の断熱改修

## ガラス交換

単板ガラス入りサッシのガラスを複層ガラスに交換



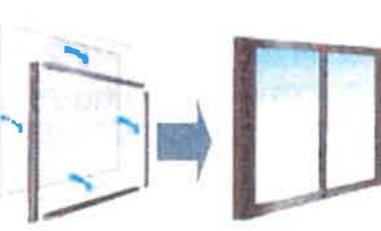
## 内窓設置

既存サッシの内側に樹脂製の内窓を設置



## 外窓交換

古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付け



## ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

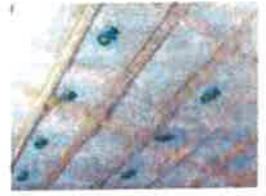
## 外壁の断熱改修

既存の外壁の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工



## 天井の断熱改修

既存天井の断熱材を撤去し、敷込断熱等を施工



既存天井をそのままに吹込断熱等を施工



※省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象です。

34

## ③ 設備エコ改修

5種類のエコ住宅設備のうち、3種類以上を設置する工事

## 太陽熱利用システム

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等に蓄熱槽を設置



## 節水型トイレ



## 高断熱浴槽



## 高効率給湯機

- 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)
- 潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ)
- 潜熱回収型石油給湯機(エコフィール)
- ガスエンジン給湯機(エコウイル)
- ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)

## 節湯水栓

- 台所水栓  
「手元止水機能」又は「水優先吐水機能」
- 洗面水栓  
「水優先吐水機能」
- 浴室シャワー水栓  
「手元止水機能」又は「小流量吐水機能」  
(シャワーヘッドのみの交換は除く。)

※省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象です。

35

## ④ その他の工事

## A. バリアフリー改修

## 手すりの設置

階段に手すりを設置



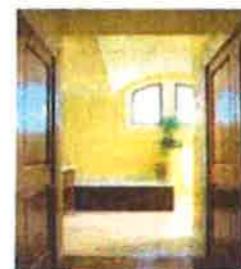
## 段差解消

寝室と廊下の段差を解消



## 廊下幅等の拡張

居間の出入口の幅を拡張



## B. エコ住宅設備の設置

『③設備エコ改修』と同じ下記のエコ住宅設備の内、3種類未満の設備を設置

## 《エコ住宅設備》

## 太陽熱利用システム

## 節水型トイレ

## 高断熱浴槽

## 高効率給湯機

## 節湯水栓

※省エネ住宅ポイント制度の事務局に登録された型番の商品を使用した工事のみが対象です。

36

対象工事	概要	詳細
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事(ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。)を伴わない手すりの取付けは含まれない。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。)	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれない。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するため通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路又は出入口(以下「通路等」という。)の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等(当該工事が行われたものに限る。)の幅が、おおむね750mm以上(浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上)であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。

37